

市県民税・所得税等の申告のご案内

申告の受け付けは、2月17日から3月17日までの月曜日から金曜日に行います。市県民税・県民税については、市役所市民税課、所得税等の確定申告については、越谷税務署へお問い合わせください。申告期限間近になると、大変混雑します。申告は正しくお早めにお問い合わせをお願いします。

市県民税・県民税の申告

市県民税課 ☎206

申告が必要な方

▼平成26年1月1日現在、八潮市に住所があり(⑬を除く)、次のいずれかに該当する方

- ① 市民税・県民税の申告書を送られてきた方(申告書は1月下旬に郵送しています)
- ② 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない方(勤務先に確認してください)
- ③ 給与を2カ所以上の会社から受けている方
- ④ 給与所得者で、給与の他に所得のあった方
- ⑤ 平成25年中に退職され、平成25年中に就職されていない方
- ⑥ パートやアルバイト、外交員報酬などの収入があった方
- ⑦ 公的年金等を2カ所以上から受けている方
- ⑧ 事業所得(営業・農業)、不動産所得、雑所得などがあった方
- ⑨ 国民健康保険に加入している方
- ⑩ 児童(児童扶養) 手当や幼稚園就園奨励費など各種手当を受給される方
- ⑪ 保育所の保育料算定や県営・市営住宅の家賃算定などが必要になる方
- ⑫ どのような扶養にもなっていない方で、障害者年金、老齢

福祉年金などを受給している方

⑬ 八潮市に住所はないが、八潮市内に事業所・事務所または家屋敷がある方

※公的年金等の収入金額が40万円以下であり、かつ、他の所得が20万円以下で、所得税等の確定申告が不要とされている場合でも、医療費控除や生命保険料控除などがある方は、**市県民税の申告が必要**な場合があります(例年、市県民税が課税となっている方はご注意ください)。

※収入が無い方でも、各種保険料や給付などの算定に**申告書の提出が必要**な場合があります。

申告が不要な方

- ▼ 所得税等の確定申告をする方
- ▼ 平成25年中勤務先が1カ所で、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている方
- ▼ 公的年金等の収入が1カ所のみで、控除の追加がない方

申告に必要なもの

▼ 平成25年中の所得が分かるもの・源泉徴収票(原本)・営業、農業、不動産所得のあった方は、収支の分かる帳簿領収書など(総収入金額や必要経費などの収支内訳書は、必ず計算してお持ちください)

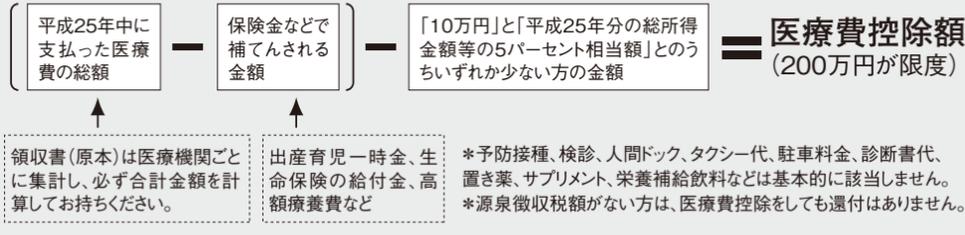
▼ 社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金など)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書

▼ 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、または市が発行する障害者控除対象者認定書

▼ 印鑑、筆記用具、電卓

医療費控除を受ける方へ

医療費控除の算式



提出方法

郵送での提出
次の方は郵送による提出が

可能です。▼ 年末調整が済んでいる源泉徴収票(原本)をお持ちの方で控除の追加、内容の変更がない方↓源泉徴収票(原本)のみ郵送してください。

▼ 所得がなかった方↓市民税・県民税申告書裏面の「平成25年中に所得のなかった方の記載欄」にご記入のうえ、郵送してください。

申告会場での提出

申告受付日程をご確認のうえ、受付対象地域の受付日に各申告会場でご申告してください。

指定された受付日以外でも申告できますが、混雑緩和のため、皆さんのご協力をお願いします。

また、午前中の受け付けでも混み具合により、午後からの申告開始になる場合があります。

なお、市県民税の申告会場では、簡易な確定申告も受け付けています。受け付けられる申告内容は、3面の「市民税・県民税申告会場」で受け付けできる簡易な確定申告をご覧ください。

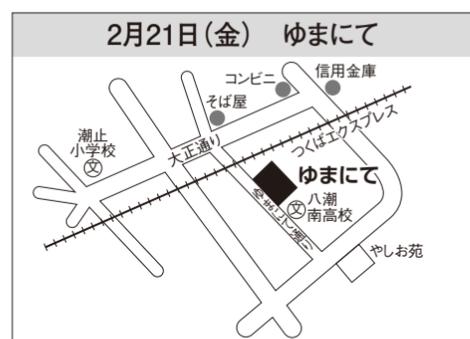
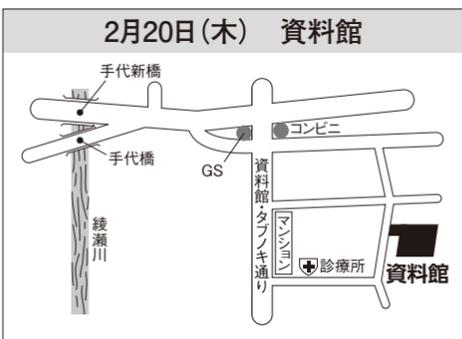
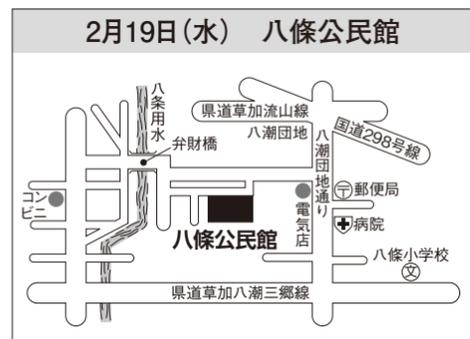
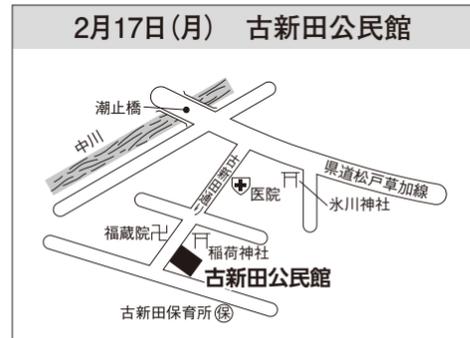
日曜申告

土・日曜日の申告受付は行っていませんが、3月2日(日)に限り、午前9時から11時まで、八潮メセナ1階展示室で、日曜申告を実施します。大変混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。なお、午後の受け付けはありませんのでご注意ください。

出張申告会場

受付日	受付対象地域	申告会場	受付時間
17日(月)	古新田および受付会場近隣の方	古新田公民館	午前9時30分～11時
18日(火)	大曽根および受付会場近隣の方	大曽根中公民館	
19日(水)	八条および受付会場近隣の方	八条公民館	午後1時30分～3時30分 (受付時間以外は、行っていません)
20日(木)	南後谷および受付会場近隣の方	資料館	
21日(金)	南川崎および受付会場近隣の方	ゆまにて	

各申告会場案内図



八潮メセナ会場

※八潮メセナ会場での申告受付は、2月24日(月)からです。

受付日	受付対象地域	申告会場・受付時間
24日(月)	緑町1・2丁目	会場 八潮メセナ 1階展示室 (開館は午前9時)
25日(火)	緑町3～5丁目	
26日(水)	鶴ヶ曾根	
27日(木)	西袋、柳之宮	
28日(金)	小作田、松之木、伊草、新町	
2日(日)*	平日に来られない方	受付時間 午前9時～11時 午後1時～4時 *3月2日(日)の受付時間は、午前9時～11時のみ(受付時間以外は、行っていません)
3日(月)	八潮1～4丁目	
4日(火)	八潮5～8丁目	
5日(水)	中央1～4丁目	
6日(木)	二丁目、上馬場、中馬場	
7日(金)	木曾根、伊勢野	
10日(月)	大瀬、垢	
11日(火)	大原、浮塚	
12日(水)～14日(金)	地域指定なし	
17日(月)		

※現況と異なる場合は、現況優先とさせていただきます。

※月曜日は、八潮メセナの休館日ですが、1階展示室のみ入場できます。車でお越しの場合は、八潮メセナ駐車場が使用できませんのでご注意ください。

申告受付日

※各申告会場へのお問い合わせは、遠慮ください。